

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年5月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000344号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100007号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月12日の標準賞与額を19万4,000円から26万3,000円に訂正することが必要である。

なお、平成25年7月12日の訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額19万4,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月12日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の賞与について、賞与支給額に見合う標準賞与額になっていない。調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における請求期間の賞与支払明細書(写)、同社から提出された賃金台帳(写)及び同社の回答により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準賞与額(19万4,000円)を超える標準賞与額(26万3,000円)に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録において確認できる標準賞与額を上回る場合である。

したがって、上記賞与支払明細書(写)において、請求者の平成25年7月12日の賞与支給額に見合う標準賞与額(26万3,000円)は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(19万4,000円)を上回るものの、上記賞与支払明細書(写)並びに事業主及び請求者の陳述から、事業主が源泉控除していたと判断できる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準賞与額(2万7,000円)は、オンライン記録における標準賞与額を下回ることから、厚生

年金特例法による記録の訂正は認められない。

以上のことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、上記のとおり、賞与支払明細書(写)等により、請求者は、平成25年7月12日において標準賞与額26万3,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額を、26万3,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額19万4,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。